

金融庁／金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証の あり方に関するワーキング・グループ」 (第6回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年4月21日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第6回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ5回の審議を行っています。

2025年4月21日に開催された第6回WGで審議された論点は、以下の通りです。

審議された論点

1. [EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況](#)
2. [GHG排出量の見積りの更新について](#)
3. [サステナビリティ情報の虚偽記載に対する責任](#)
4. [サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ\(案\)開発の方向性](#)
5. [SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて](#)

本稿では、上記の主な内容について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。

1. EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

第6回WGの事務局説明資料では、欧州委員会より公表されたオムニバス法案¹を踏まえて、日本におけるサステナビリティ開示基準の導入ロードマップについて、以下の提案がなされました。

第6回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案
● 時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とするすること等を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく ● 企業負担の軽減につながる措置(二段階開示、セーフハーバー等)についても、引き続き検討する ● <u>Wave2に分類される日本企業の欧州子会社に対するCSRDの適用が2年間延期されることが見込まれるため、今後の欧州の動向と企業ニーズを踏まえて、保証業務提供者のオーソリゼーション（告示指定）措置の要否を検討する</u>	● 時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とする ● 適用初年度における経過措置として二段階開示を認める

（第6回WGにおける事務局提案の主な内容）

EUにおけるオムニバス法案やその他国際的な動向も踏まえたうえで、日本においては引き続き、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら柔軟に対応することが事務局から提案されました。

この事務局提案のうち、特に時価総額3兆円以上の企業への対応については概ね賛同が得られました。他方で、時価総額3兆円未満の企業については時価総額3兆円以上の企業と置かれている環境や利用可能なリソースに差があるため、その点も考慮しながら議論を進め、柔軟に対応する必要があるといったコメントも示されました。また、適用開始時期が迫っているため対象会社や適用時期についてできるだけ早く確定すべきといった意見がありました。

また、日本では報告時期について厳しい意見が多い一方で、欧州では2、3ヵ月で保証も含め開示が行われているため、総会前開示の論点も含め、制度的な課題等を検討すべきといった意見もありました。

1 一定規模以上の非上場企業等（Wave2）以降の企業に対する2年間の適用時期の延長および適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策が提案されている。適用時期の延長については2025年4月に発効済み。

2. GHG排出量の見積りの更新について

第6回WGの事務局説明資料では、GHG排出量を始めとするサステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合について、以下の提案がなされました。

第6回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案
● 見積り情報について、有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明した場合であっても、必ずしも訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではない ● 訂正の内容が誤謬に該当する場合、重要性に応じて有価証券報告書の訂正が必要となることも考えられる	新規提案

（第6回WGにおける事務局提案の主な内容）

サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）では、事後的に入手した情報による見積りの更新について重要性がある場合には、比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新後の数値との差異、更新した理由の開示を求めています²。また、金融商品取引法では、提出者が有価証券報告書の訂正が必要であると認めた場合には、訂正報告書の自発的提出が求められています³。また、訂正報告書を提出する必要があるか否かについては、一般的に、事業年度末時点または有価証券報告書の提出時点の状況に基づき判断されるものと考えられます。

上記の整理を踏まえ、第6回WGでは、見積り情報の更新について、次の内容が事務局から提案されました。

- 有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明した場合であっても、必ずしも訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではない。
- 訂正の内容が誤謬に該当する場合、重要性に応じて有価証券報告書の訂正が必要となることも考えられる。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、訂正報告書の自発的開示が不要である場合でも、半期報告書や臨時報告書、適時開示等によって企業が自主的に情報を開示すべきといった意見が示されました。また、財務情報における修正後発事象に関する取扱いとの整合性を考慮すべきといった意見や、相互参照先で訂正があった場合の対応についても検討すべきといった意見が示されました。

² サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」74項、75項

³ 金融商品取引法第24条の2第1項、第7条第1項

3. サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任

第6回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ情報の虚偽記載に対する責任に係るセーフハーバー⁴について、以下の論点が示されました。

第6回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案
有価証券報告書での開示の充実と責任の範囲の明確化のための環境整備として、セーフハーバーを導入するにあたり、以下の論点が考えられる。 ● セーフハーバーの内容 ● 適用要件 ● 適用範囲 ● 効果（民事／刑事／行政）	開示ガイドライン⁵による対応を行うことを前提に、<u>法律改正の要否も含めて</u>、適用対象や適用要件について検討を進める。

（第6回WGにおける事務局提案の主な内容）

サステナビリティ情報の虚偽記載等に対する責任に係るセーフハーバーは、有価証券報告書における開示の充実・責任の範囲の明確化のための環境整備として妥当なものとする必要があるという前提のもとで、以下の論点が示されました。

- セーフハーバーの内容
- 適用要件
- 適用範囲（将来情報等特定の情報／サステナビリティ情報／非財務情報全般等）
- 効果（民事／刑事／行政）

これらの論点のうち、特に適用範囲については、非財務情報全般は広すぎるため、将来情報およびバリューチェーン情報に絞るべきといった意見がある一方で、サステナビリティ情報に限らず情報の特性に基づいて広く検討すべきという意見も示されました。

また、企業が情報開示に消極的にならないよう、悪意・重過失がある場合にのみ責任を問うべきであるといった意見や、責任の範囲について企業が不安を持たないよう明確化すべきといった意見も示されました。

4 将来情報等について、記載した事項と実際の結果とに差異があった場合でも、一定の場合には「重要な虚偽記載等」は問われない（エンフォースメントを課されない）というもの
5 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」

4. サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ（案） 開発の方向性

第6回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミの方向性について、以下の論点が示されました。

第6回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案
● ISSB™タクソノミを取り込むことをベースに開発する ● ISSBタクソノミのうちEDINET提出のために取り込むタグ付け項目は、優先度を考慮し順次開発する ● SSBJ独自の開示項目については、独自のタグ付け項目を追加する ● SSBJ基準適用会社と非適用会社の開示の比較可能性を担保するため、共通のタクソノミを使用する	新規提案

（第6回WGにおける事務局提案の主な内容）

サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ（案）の開発にあたり、金融庁独自のタクソノミを開発する方法と、ISSBタクソノミをベースに開発する方法の2案が考えられるとしたうえで、前者は国際的な比較可能性の点から、後者は日本独自の開示項目（開示府令やSSBJ基準のみで開示される項目）への対応の点から、課題があることが示されました。これらを踏まえ、以下の提案が事務局から示されました。

- ISSB™基準とSSBJ基準に共通する開示項目はISSBタクソノミの内容を取り込む。
- 日本独自の開示項目については金融庁独自のタグ付け項目を追加する。
- 提出者の負担や予算等を考慮し、ISSBタクソノミのうちEDINET提出のために取り込むタグ付け項目は、優先度を考慮し順次開発する。
- SSBJ基準適用会社と非適用会社の開示の比較可能性を担保するため、共通のタクソノミを使用する。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、国際的な比較可能性のみならず、国内での分析・集計利用についても念頭において開発すべきといった意見もありました。

5. SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて

第6回WGの事務局説明資料では、開示基準のあり方について、以下の提案が示されました。

第6回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案
SSBJ基準について、ISSB基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込む	- 国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準を金融商品取引法令に取り込む - 日本のサステナビリティ情報の開示基準がISSB基準と機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ（相互運用性）を確保できるよう、関係する国際機関や諸外国と緊密に連携する

（第6回WGにおける事務局提案の主な内容）

2025年3月5日にSSBJ基準が公表されたことを受けて、SSBJ基準を国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準として、金融商品取引法令に取り込むことが事務局から提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られました。

(参考) これまでの審議の状況

1. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年12月2日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について

2. サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年2月12日）	サステナビリティ保証制度について
	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年3月21日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証
第3回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年4月17日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証

■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))